

総合教育会議の位置づけ

1 設置根拠

総合教育会議は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。)第1条の4の規定に基づき設置される会議であり、平成27年の法改正により規定されたもの。

2 設置目的(平成26年7月17日付け 文部科学省初等中等教育局長通知)

教育に関する予算の編成・執行や条例提案などの重要な権限を有している地方公共団体の長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、地域の教育の課題やあるべき姿を共有して、より一層民意を反映した教育行政の推進を図ることを目的として設置されている。

3 協議・調整事項(法第1条の4第1項)

地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。

- 一 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
- 二 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

4 総合教育会議の構成員(法第1条の4第2項)

- (1) 地方公共団体の長
- (2) 教育委員会

5 総合教育会議の招集者(法第1条の4第3項)

地方公共団体の長